

Title	十九世紀米国における電気事業規制の展開 (三)
Sub Title	The Development of Electric Utility Regulation in the United States of America: 1882-1900 (3)
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.6 (1986. 6) ,p.41- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860628-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十九世紀米国における電気事業規制の展開(三)

藤原淳一郎

第一章 序言

第二章 十九世紀の電気事業

第三章 事業規制の理論モデル

第一節 州の事業規制

- (1) 州の事業規制の根拠
- (2) 州の事業規制の手法
- (3) 州による料金規制

第二節 都市の事業規制

- (1) 都市の事業規制の根拠
- (2) 都市の事業規制の手法
- (3) 都市による料金規制

第四章 十九世紀の電気事業規制

第一節 会社の設立

第二節 道路使用

- (1) フランチャイスの排他性の有無——判例

(2) フランチャイスの排他性の有無——実定法：…以上前々号

(3) 異業種との道路使用をめぐる紛争

(4) 住民との道路使用をめぐる紛争

(5) 都市の道路管理権

① ボリス・パワー行使の事例 ② 電柱共架

③ フランチャイス料 …… 以上前号

(6) 電線地中化

① ニューヨーク州 ② その他の州

第三節 料金等への規制

(1) 供給義務・料金に関する判例

(2) 実定法上の料金等規制

(3) ガス会社の電気事業兼営問題

(4) 他社株式保有問題 …… …… 以上本号

第四節 自治体営の電気事業

(1) 十九世紀の公営電気事業

(2) 自治体管電気事業の許容性

① 判例の検討 ② 州法上の明文の授權

(3) 自治体による電気施設買上げ

① 州法上の規定 ② 判例の検討

(4) 公営電気料金

第五節 ガス・電気委員会——マサチューセッツ州

(1) 委員会の目的と性格

(2) 委員会の組織と権能……………以上第四回

(3) 委員会の活動例

① ガス会社の電気事業兼営申請事例

② 道路使用をめぐる紛争事例 ③ 電燈電力料金

④ 供給命令 ⑤ 新株及び社債発行認可

第五章 結語……………以上第五回・完

※ 凡例

本稿において、判例には、通し番号を付している。ガス・電気委員会（マサチューセッツ州）の決定もしくは命令には、C—記号の下、同じく通し番号を付している。また、参照判例としては、ガス会社に関する判例にはG—記号、電信会社に関する判例には、T—記号を付している。なお、ニューヨーク州裁判所は、特殊な名称であるが、court of appeals を州最高裁、supreme court と superior court を地方裁判所と訳出した（伊藤正己『木下毅・新版アメリカ法入門』二四頁、田中英夫・英米法総論下四〇二頁参照）。委員会年報は、前年分の事案を収録しているものである。事件に対する委員会の決定の年は、委員会年報の年号（本稿註では、後者を表記）の前年である。

(6) 電線地中化 Subways and Conduits

電線地中化については、道路隣接所有者 abutting owner から、地上に電柱・電線を敷設するのではなくて、地中化すべきであるとの主張が、訴訟上みられたこともある。この場合、道路フランチャイズを与える自治体の裁量権の範囲に、地中化か地上かの選択が含まれるとの判示(21)と、電線は必ずしも地上でなくてよいではないかとの判示(22)とがあった。さらに、事業者側で、自発的に、地上の電線を地中化するものもあった(31)(32)。

いくつかの州では、州法によって、電線の地中化を、義務づけている。そこで、その代表的な例をとりあげて、検討しておく。

① ニューヨーク州

(イ) まず検討するのは、ニューヨーク州の例である。同州では、当初、電信会社が、自治体の許可を得て、電線を地中に敷設しようと規定したにとどまった (L. 1879, Ch. 397; L. 1881, Ch. 483)。しかし、特にニューヨーク市において地上電線の地中化の必要性に迫られた——具体的には、電信、電話、電灯の各社のネットワークのための電線が、消火作業の妨げもしくは消火作業員の危険の原因となったこととか、電柱が、通行の妨害になったことなどが言われている——ため、八四年州法で、州内の人口五〇万以上の都市で、八五年一月一日までに、地上の電信、電話、電灯線の地中化を規定した (L. 1884, Ch. 534) が、実効性を欠いたため、翌年、電線地中化委員会 Board of commissioners of electrical subways を組織し、右委員会に、八四年法の規定の実施を行わせることとした。委員会の三人の委員は、人口五〇万以上一〇〇万未満の都市では、市長指名の三名の委員、人口一〇〇万以上の都市では、市長、会計検査官 controller、土木部長の三名からなった (L. 1885, Ch. 499)。ニューヨーク市では、八六年に、右委員会と、合同電信電気共同溝会社 Consolidated Telegraph & Electrical Subway Co. との間に、「暗き洞道」の設置・管理を行わせ、同社は電信・電話・電灯会社に暗き洞道を貸すという旨の契約が締結され、翌八七年州法「ニューヨーク市での電気導線 electrical conductor に関する法律」により、右契約がオーソライズされ、また、委員会は、電気管理委員会 Board of electrical control に改組された。新委員会は、市長のほか、三名の委員から成り、前委員会の権利義務を全て引き継いだ上、市内の電線の管理に当ることとなった (L. 1887, Ch. 716)。以上が、ニューヨーク州法の、極く概略である。⁽¹⁷⁸⁾

(ロ) 次に、右州法に関する判例をみてみよう。

T—「1」ビープル (ニューヨーク・エレクトリック・ラインズ) 対スクウィア事件⁽¹⁷⁹⁾

【事実の概要】 一八八二年、電信・電話・電灯線の所有・敷設・使用・管理・リースを事業目的として、四八年の州一般（会社）法にもとづき、ニューヨーク・エレクトリック・ラインズ・カンパニーが設立され、翌八三年、ニューヨーク市議会から、同市土木局の監督と規制の下でのオーディナンス上の条件付で、道路使用の許可を得た。八六年になって初めて、同社は、同市道路局に、電（信）線敷設の許可を申請したが、同局は、同社が、「八四年州法に続く八五年州法で設立された」ニューヨーク市電線地中化委員会の許可を得ていないことを理由に、右申請を拒けた。そこで、同社が、土木局長が電線敷設の許可を与えるよう、職務執行命令 *a peremptory mandamus* を、訴求したものである。民事裁判所 *Court of Common Pleas* で請求棄却、そこで、上訴されたものである。

控訴人側は、八四年法が、次の理由で州憲法違反であると主張した。第一に、法典名に表示されぬ複数の事項を含む地方特別法であること、第二に、条文で断わることなく、八五年法は八四年法を繰り返していること、第三に、「電線地中化のための」委員会の費用が、会社への課税に当ること、第四に、既に道路使用の許可を得ているのに、八五年法を適用することという点である。

【判旨】 右の州憲法違反の主張の点については、八四、八五、八六年法、いずれも、人口五〇万以上の都市の電線地中化と言う一つの目的のためのもので、複数の事項についてはないし、また、「特定の自治体に対する」地方特別法ではなく、ある人口規模の自治体に適用される一般法なのである。第二点は、八五年法は、八四年法と同一目的ではあるが、その実施方法について規定したものである。憲法の規定の趣旨は、州議会のミスによる、他の目的のために成立している法律を、ある目的に關係した法律に用いることを妨げることにあり、一つの法律は、それ自体で十分な情報を備えていなければならぬのである。改正法は、右の例外として認められるのである。第三点は、地中化の義務を会社に課している以上、全ての費用を企業が負担しないという理由はない。本件は、地中化事業のための「委員会の」規制と管理の費用であり、州憲法でいう「税」ではない。仮に「税」であると譲っても、会計検査官により「委員会費用が」支払われ、次いで会社に右費用の償還が請求されるまでの間は、問題が起こらない。本規定部分（のみ）は、他の一般的な本法のスキームと切り離して、違憲であるということは、可能でありうる。第四点は、同社と市との（道路フランチャイズ）契約に、負担を新たに付加するもので、許されないとの主張であるが、契約自体の中に、道路局の監督に服するという条項があったという点のほかに、立法者は、フランチャイズの享受自体を害することを意図していないのである。すなわち、大都市での地上の電線は、「公衆への危険、不便、困惑 *danger, in*

convenience and annoyance to the public) のもととなる。そこで、他人からの苦情、「パブリック・ニューサンスを続けるのを止め、一般公衆の不便さと危険とを可能な限り最小にするため」、地中化をはかるといふ、ポリス・パワーにもとづく規制 *police regulation* であり、チャーター上の「会社の」権利を無効にするものではないのである。本件の場合、ポリス・パワーの限界をこえるものではない。

よって、職務執行命令の請求を棄却した判断を、確定する。(ニューヨーク州最高裁 *Court of Appeals (N. Y.)* 八八年一月七日決定)。

T-〔2〕同右、連邦最高裁判決⁽⁸³⁾

【判旨】 当法廷は、上告会社の主張は、第一に、州憲法違反の故に、八五年ならびに八六年法を上告人に適用できないこと、第二に、仮に上告人に適用されれば、(a) 適正手続なしに上告人の財産をはく奪すること、(b) 上告人と市との間の八三年四月一日(同月一〇日)の同市オーディナンスによる(c) の契約上の義務に「市が」違反すること、(d) (b) から、合衆国憲法に違反すると主張であると、整理するものである。

八三年に上告会社が受け容れたニューヨーク市のオーディナンスに従う契約では、原告会社が、電線を、地中に敷設することが、特別の制約(既設のガス、下水道、水道管との距離その他)の下に認められているものである。とすると(「上告会社の攻撃する」八五年ないし六年法は、右地中化の実施にかかるものにとどまり、何ら上告人会社の権利侵害にはならない。

また、右の契約上の関係とは別に、既にニューヨーク州最高裁 *Court of Appeals of N. Y.* 判決にあるように、八五年ないし六年法は、一般的な州のポリス・パワーの行使にとどまるのである (T-〔1〕判決)。

八五年法七条で、委員会の委員の俸給を関係会社が支払うのは、修正一四条(適正手続、平等条項)違反と上告会社は主張する。しかし、先の *Charlotte, etc. Railroad v. Gibbs, 142 U. S. 386* で、サウス・カロライナ州法が鉄道委員の俸給を鉄道会社からまかなうのは、修正一四条に違反しないと判示したとおりである。(連邦最高裁、九二年五月二日)。

〔42〕ユナイテッド・ステイツ照明会社対ヘス事件⁽⁸⁴⁾

【事実の概要】 原告会社ユナイテッド・ステイツ照明会社から、被告ヘス・ニューヨーク市長(電気監督委員会メンバー)等

を被告に、第一に、原告会社の同市内の電柱・電線への妨害ならびに撤去の禁止、第二に、メトロポリタン電話会社、ウェスタン・ユニオン電信会社、イースト・リヴァー電灯会社もしくはいかなる会社にも、原告会社に認められるより以上の「電線敷設に関する」便宜もしくは特権を与えることの禁止を求め、インジャンクション請求を行った。

【判旨】 公務員が、公共の便益のために問題のない事業を行いつつあるときに、これをインジャンクションにより差止めるとは、一般的に許されない。州法により、電気監督委員会は、電線地中化についての決定の、排他的権限を有するのである。

原告会社の右州法の違憲の主張は、ピープル対スクウィア事件（T—11）での原告主張の繰り返しのほかは、旧電線委員会が結んだ（共同溝会社との）契約を八七年法が追認した点にある。しかし、前者諸点は、右判旨で尽くしているし、後者は、立法者には、まず委員会に契約の権限を与え、仮に契約が権限をこえたものであれば、あとから追認するための立法を行うことも可能なのである。

原告会社が、他社との不公正な差別が行われると主張する点については、八七年法七条は、「公正で平等な設備の供給」を、マンデマスで請求しうると規定しており、インジャンクションによって、委員会の業務の執行を停止させる必要はない。

よって、原告の申し立てを棄却する。（ニューヨーク州地方裁判所 Supreme Court、八九年一月二日）。

〔43〕ユナイテッド・ステイツ照明会社（他）対グラント（市長）事件⁽¹⁸⁾

【事実の概要】 本判決は、グラント（ニューヨーク市長）らを被告として起こされた三社（ら）の請求を、併合審理したものである。原告ユナイテッド・ステイツ照明会社と、原告フラッシュ電気照明会社は、以前からニューヨーク市（市議会）からの道路使用の許可を得ていたものであり、原告マウント・モリス電灯会社は、八四年法以降に、電気監督委員会の規制と監督下、「暫定的に」地上に架線したものである。電線の事故が起り、委員会が各社を呼んで調査したところ、危険なワイヤがあることが判明し、市長は、道路局長に、右電線の撤去を指示した。ところが、良質のワイヤについても撤去されてしまったと、原告会社は非難している。

原告会社三社は、市長ならびに委員会に対し、電柱、電線の撤去ならびに修理への妨害の禁止、土木局長に対し、適切な暗きよ（洞道）が提供されるまでの間の、市内の地上電柱・電線の撤去もしくは妨害の禁止を求めて、出訴した。

【判旨】 原告会社らは、危険だとされた電線につき、改修の申し入れをしたが、拒否され、市によって強制撤去されたと主張

する。そこで、第一に、暗きよ(洞道)が未だ準備されぬ本件で、その改修を委員会が拒否したとしても、右の拒否は、設備を完全に安全なものにすることの不履行につき、原告会社らを免責するものだろうか。第二に、土木局長は、市内の道路における市民の生命に危険なパブリック・ニューサンスを、原因者に「適正な手続きで」除去させることなく、自ら除去する権限を有するであろうか。第二の点は、人命への危険を即時に除去するのは、当局の義務であると考えられる。本件記録によると、当時の原告会社らの電線は、悪品質により、はなはだしく危険であったとみとめられる。

原告会社らは、改修を申し入れたが、委員会により拒否されたという。しかし、拒否に対しては、マンデマス(職務執行命令)を訴求することが可能であり、原告らへの免責理由とはならない。

原告会社らに、暗きよ(洞道)が完成するまでの間、地上の電線を、人身に危険でない状態で、保持する権利があると、考えられる。しかし、同時に、土木局長(ならびに市民)には、危険な妨害物を除去する権限があることからすると、原告会社の求めるインジャンクションの対象は、広過ぎると言わざるをえない。

よって、原告会社の請求を棄却する。(三判事の補足意見が付されている)(ニューヨーク州地方裁判所 Supreme Court 一八八九年一月一三日)。

〔44〕アームストロング対グラント事件⁽¹⁸⁾

【事実の概要】 ニューヨーク市の納税者アームストロングから「違法な公務員の行為または、(自治体の財産もしくは基金への)浪費もしくは損害をさけるため」、住民訴訟(L. 1887, Ch. 673)として提起されたもので、市電気監督委員会と、スタンダード電気暗きよ(洞道)会社の契約とを、禁止する請求である。仮停止命令 preliminary injunction の続行が退けられたため、原告が異議を申し立てたものである。

【判旨】 委員会は、訴外八六年合同電信電灯共同溝会社と契約を結び、訴外会社は暗きよ(洞道)建設の続行を拒否したわけではないが、スタンダード社の参入により、合同会社が、エジソン社向けの部分を除き、スタンダード社に譲渡し、以降スタンダード社が、事業を引継ごうとしている。

委員会は、九〇年二月一九日に、道路街区を特定しつつ、暗きよの完成が、九〇年度中であることを決定し、同時に、当該地下道の使用を特に認められる個人もしくは会社による暗きよの照明システムについても計画された。ところが、本件「委員会と

スタンダード社の「契約の条項中には、右決定にある建設期限についても、対象地についても、何ら規定がみられない。単に「*さら*」に地下溝 *further subway*」を建設するとするのみだし、同社のテリトリーも明示していない。しかし、右の九〇年決定の内容は、契約の条項として、合理的で、当を得た、適当な条件なのである。

さらに、本契約中には、スタンダード社と利用会社との間の紛争は、委員会が決するとあるが、八七年法七条の、裁判所で決するとの規定に反する。

また、九七年以降、ニューヨーク市は、スタンダード社の施設を買収出来る旨、契約に規定するが、八七年法八条が、同社の抵当権の設定の限界は、価格の五〇％を超えないとしているのに対し、契約では、何らの限界もおかずに「買収条項のみをおいている」。

これらの本件契約条項の違法は、本質的なものでないものもあるが、なかには極度のもの *so radical* もあり、結論として、原告の異議を認め、判決確定まで、インジャンクションをみとめるものである。（ニューヨーク地方裁判所 *Supreme Court*、九〇年三月二八日）。

〔45〕マンハッタン電灯対グラント事件⁽⁸⁾

【事実の概要】原告会社マンハッタン電灯会社は、一部の電線を地中に、一部の電線をなお地上に（後日地中化の必要がある）有する。原告会社の主張によると、電気監督委員会は、スタンダード電気暗きよ会社 *Standard Electric Subway Co.*（原告会社の競争会社により完全に保有され支配されている）と契約を締結し、合同電信電気共同溝会社は、右スタンダード会社に、暗きよ（*洞道*）設備を譲り渡し、委員会は合同会社の暗きよ管理義務の一部を解き、（原告会社の競争会社の）エジソン社の設備のためには暗きよが特別に用意されようとしている——。原告会社が、電気監督委員のグラント市長、他の委員、合同会社等を被告として、これら契約の履行の差止めを請求したものである。仮停止 *preliminary injunction* が解除されたため、原告が、異議を申立てたものである。

【判旨】原告は、法令上も契約上も、委員会の残る暗きよ（*洞道*）の建設の行為を妨害する権限はないし、インジャンクションを必要とする状況にもない。よって、インジャンクション解除命令を確定する。（ニューヨーク州地方裁判所 *Supreme Court*、九〇年三月二八日）。

T-「3」アメリカン・ラビッド・テレグラフ会社事件⁽¹⁰⁶⁾

【事実の概要】一八四八年の電信会社設立ならびに規制法 (L. 1848, Ch. 266) にもとづいて、八三年、原告会社アメリカン・ラビッド・テレグラフ会社が設立された。同法(五三年改正)は、電信会社に、一般的に道路使用を認める規定を設けていた (L. 1853, Ch. 471, Sec. 2)。そこで原告会社は、ニューヨーク市から特別の許可を受けることなく、同市内の道路に電信線を敷設し、営業を行っていた。ところが、電線地中化に関する州法制定後、同市電気監督委員会の監視と承認の下の被告合同電信電気共同溝会社 Consolidated Telegraph & Electrical Subway Co. から、原告会社に対し、地上電柱・電線を撤去し暗きよ(洞道)内に敷設するよう告知 notice がなされたが、原告会社はこれを拒否した。そこで同市土本局長が、電柱を切り倒し、電信線を撤去した。そこで原告会社が訴えたものである。〔請求の趣旨は、判例集からは不明〕。

【判旨】四八年(五三年改正)法は、原告会社に、ニューヨーク市の道路にいかなる利益を付与するものでもないし、正式の許可でもない。〔原告会社は同市から道路フランチャイズを得ていないが〕、道路使用許可は、州のポリス・パワーの行使であり、公共の利益が要求するときには、いつにても、いかなる方法にても、許可を取消したり、変更出来るものである。州は、もしも電柱・電線が道路上の重大な障害やニューサンスになれば、ニューサンスを取り除き、公共目的のための道路の効用を回復するのに必要な州法の規定の創設や、そのような行為をなしうるのである。

本件の八四年法以降(の電線地中化のため)の州法は、ポリス・パワーによる規制法 a police regulation である。原告会社への(「地上電信線撤去」)告知後は、原告会社は、地上に電柱・電信線を設置する権利を有せず、無権限で、ニューサンスとなるので、市当局は、撤去しうるのである。また、仮に八四年法で、「州ならびに市に、地上線撤去の」権限がないとしても、四八年法において、「当該道路の公共の利用を妨害するように設置され」てはならぬ旨、規定されていたのである。

原告会社は、連邦のポスト・ロード法「先の(17)事件参照」を根拠の一つにするが、「実質的に州内のハイウェイとしての有用性を損い、(「ハイウェイ以外の州」)道路を妨害することは、電信会社に出来ないものである。

〔八五年の〕旧電線委員会と、被告会社との「電線地中化の」契約を慎重に検討したが、合理的でない、もしくは実際的でないような条項はなく、「八七年法で」立法者がそのような契約を承認したことに、「法的」疑問はない。よって、原審判決を確定(原告敗訴)。(ニューヨーク州最高裁、Court of Appeals 一八九一年二月四日)。

〔46〕ブラッシュ・電気照明会社対合同電信電気共同溝会社事件⁽⁸⁷⁾

【事実の概要】原告会社ブラッシュ・電気照明会社は、地上電線により電気事業を行っていたが、八八・九年以降は、被告合同電信電気共同溝会社の暗きょを借りて、地中電線により、事業を行っていた。ところが、原告会社を含む電灯会社数社は、賃料が「不公正で不合理で不当」として、被告会社との間で交渉をもったが、まともならず、原告会社は、賃料不払いに入った。被告会社は、九〇年一〇月、賃料を払うか、さもなければ暗きょ(洞道)を使用させない(電線を撤去する)と通告した。そこで、原告会社が、被告による暗きょからの電線の撤去ならびに営業妨害の禁止を求めたものである。インジャンクションが(被告会社異議により)解除されたため、原告会社が、インジャンクションの回復を求めたものである。

【判旨】原告会社は、地上電線がペブリック・ニュー・サンズだとして、八四年法で、地中化が義務づけられたため、暗きょ(洞道)使用を強制されたものだが、このことについて、被告会社には、何の責任もない。仮に原告会社が被告会社との契約に(賃料の点で)不満があるものならば、電気監督委員会に申し立て、その上で、マンデマス(職務執行命令)訴訟を利用すべきである(八七年法七条)。本件については、右「救済方法」によるべきで、エクイティ(衡平法)裁判権は、及ばない。何故なら、右規定(七条)は、裁判所ではなく、裁判官の管轄としたからである。

仮に、エクイティ裁判権があるとしても、原告会社は、賃料の支払いを拒否したままである。衡平法上、被告会社に負担をかけたままで原告会社が事業を続けることは、許されない(まず賃料を支払ってから、出訴すべきである)。また、コモン・ロー上、コモン・キャリアー common carrier には、料金支払い拒否に対しては、サービス拒絶が認められている(被告会社をコモン・キャリアーとみれば、この点からも、拒絶は正当になりうる)。

よって、原告会社のインジャンクション請求は認められない。(二人の判事による、補足意見が付されている。ニューヨーク州地方裁判所 Supreme Court、九一年七月二日)。

〔47〕電力会社対ニューヨーク市長事件⁽⁸⁸⁾

【事実の概要】原告電力会社は、八八年、電気監督委員会から、ニューヨーク市内の道路の上下における電柱・電線の敷設の許可決定 resolution を得たが、右には「次の命令もしくは決定までの間、電力会社の電線 electrical conductor は、敷設され、

特権は、合同電信電気共同溝会社により建設された暗きよ(洞道)において行使されるべきのみ、認められる」との条件 *proviso* が付されていた。原告会社は、家屋所有者の同意の下、屋根 *housetop* と道路上に電線を敷設していた。翌八九年、適切に絶縁されていない全電線の撤去の通告を委員会から受けた。そこで、原告会社は、電線への妨害禁止の仮処分を申請し、仮処分 *preliminary injunction* は、九一年七月二日に解除されるまで行われた。

九一年三月三十一日、原告会社への(地中化が可能になったため)地上電線を撤去する旨の委員会の法定予告期間が、経過したが、原告会社は、応じなかった。翌四月一日、同市道路局長は道路上の屋根の電線を切断し、委員会は、四月一五日までに三月三十一日付決定に従わぬときは、次の行動をとると、原告会社に予告した。同年五月ないし六月、消防局は大火のため、約六千フィートの原告会社の電線を切断し、さらに一月には、土木局長は、三万六千フィート以上の原告会社の電線を切断した上、右切断された電線を売却した。

原告会社は、このため、原告会社の電線の復旧強制命令と、二五万ドルの損害賠償請求に、請求を変更している。被告は、同市市長ほかである。

【判旨】電線地中化の州法は、地上電線が、危険で妨害になり、生命及び財産に有害であること(ことに消火作業の妨げ)から、ボリス・パワーによる規制の範囲内で制定されており、且つ、対象企業は、「公益に関係のある *affected with the public interest*」企業である。

本件での中心問題は、八八年一〇月の原告に与えられた許可である。原告主張によると、右に付された条件 *proviso* は、地上電線 *overhead wires* によるフランチャイズが、委員会による次の決定時まで認められており、決定以降、「合同電信電灯会社の暗きよによるとの条項に」矛盾するものが、無効になるか、もしくは原告会社自らが地中化させるしかないことであって、地上電線によるフランチャイズが与えられたことに変わりはないという。右許可による敷設の権利は、原告会社が直ちに暗きよに電線を敷設しようというものである(暫定的に地上電線を認めることは出来るが)。

もし原告会社がフランチャイズを享受しており、委員会により特権の条件が付されていないければ、危険な電線の部分しか、除去しえないものである(43)事件判旨。しかし、全(地上電線)システム(自体)が、市の権限ある機関(委員会)決定により表明され、州立法行為により表明され、また(本件原告)当事者によっても合意されたところの市の政策に反するものであるなら、危険箇所を特定することなく、全体が、許可に反し、危険なもので、消火の妨害となり、道路上の危険な障害物となるの

である。よって、土木局長の原告会社の電線の撤去は、自治体の権限行使として適法である。

残る問題は、市の損害賠償責任である。市〔の公務員〕が、原告会社の電線を切断したところまでは良いが、切断電線は、私的所有物であり、もはや危険でもないもので、原告会社を集めさせるべきであったが、そのような通告〔を原告会社に行うこと〕なく自ら集め、さらに競売に付したことは、許されない。電線の価値の評価は〔とくに電気システムから切断されてしまっている〕ので、難しいが、六千ドルと評価する（消防局による撤去は、損害に含めない）。

右の損害賠償の請求部分を除き、原告の〔インジャンクション解除の〕異議を棄却する。（ニューヨーク州地方裁判所 Supreme Court 九九年）。

(ハ)右の判例は、州法により設置されたニューヨーク市電線地中化委員会ならびにその後の同市電気監督委員会（と言っても、電気事業全体を監督するというのではなく、電信・電話・電気事業の電線の監視のみである）ならびに同市土木局長を含めた行政側と、規制対象たる企業との間の事件だけにとどまらないで、右委員会と共同溝会社との契約を契機とした住民訴訟（44）、電力会社と共同溝会社との紛争（46）も含まれている。

争われた内容は、まず、電線地中化のための州法が、州憲法（ないし合衆国憲法）に違反するかどうかの点である。州憲法違反として主張された点は、いずれも同州憲法固有の問題として、我々の関心を引く論点は少ないが、第一に、右委員の俸給に充てるための関係会社からの費用の徴収の点は、興味を引く（T-1）。州最高裁は、右費用徴収は、「税」には当たらないが、仮に税に当たるとすると、この条項部分のみ切り離して、問題になりうるとの含みを持たせている（つまり、判決時点では、費用の徴収が具体化していないので、判断を避けている）が、連邦最高裁は、一種の受益者負担的思想により、仮に租税であるとしても、平等条項に違反しないとしている（T-2）。第二に、本法の基本的な性格づけとして、裁判所は、「ポリス・パワー」の行使によるものだとする（T-1〔2〕〔3〕、〔47〕）。すなわち、複数の電線と幾多の電柱が乱立することにより、（当時の）消火作業⁽⁸⁾にとっては危険であり且つ妨害となったし、また、

通行妨害にもなったため、地上電柱・電線は、パブリック・ニューサンスだというのである。このようなことによる不便さと危険性を除去し、住民の身体・財産保護のために、ポリス・パワーの行使として、電線の地中化を命じるものだというのである。⁽⁹⁾なお、補強論拠として、電信・電話・電気会社の公益関連性による公益事業規制権を挙げるものがある(47)が、単なる補足に過ぎぬものであろう。

右の考えを前提にすると、たとえ連邦法で道路使用が優先的に肯定されていようと(T-3)、州法で会社設立時に道路使用が肯定されていようと(T-3)、市から道路フランチャイズを得ていようと(43)、ポリス・パワーの行使として、電線地中化を義務づけることが出来るということになる。

次に、行政側が、地上電線を撤去した事件において、たまたま品質の悪い電線による事故が続いていたため、危険除去のために撤去したのは、行政の義務とも言えるとして、原因者による除去行為を命じる余裕のない時には、行政によるパブリック・ニューサンスの除去は許されるとしたもの(43)と、地上電線の撤去告知後については、許されずとしたものと(T-3)とがある。おそらく、前者は、緊急避難的意味において、即時強制をみとめたものである。やや特殊な論法を用いたのは「47」事件である。事案の処理として「暗きよ(洞道)完成まで暫定的に地上電線を認められたのち、暗きよ完成により、地上電線の撤去を通告したが、法定期間内に(会社による)電線撤去が行われなかったため、市土木局が撤去したものであり、適法である」との論理構成で対処出来なかったのである。その事情として、一つには、危険箇所の部分のみの撤去にとどまらず、原告会社の全ての電線を取り払ったということだけではなく、委員会が原告会社に地上電線の撤去を通告した時点において、原告の地上電線に対応する暗きよが存在しなかった道路部分が含まれていたらしいということがある。⁽¹⁰⁾つまり、原告会社の電線のための暗きよの一部が未完成の時点で、地上電線の撤去を命じ、且つ土木局長により、強制撤去されたというものである。このため、右の市の措置を正当化する論法は、非常に難かしくなる。一般に、本件判旨は、「ニューヨーク市の電気監督委員会により与えられた地上

電線の保持の限定付同意は、右地上電線の撤去通告時の暗きよの不十分さ (Inadequacy) のために、「地上電線」使用により、地上電線保持の絶対的権利もしくは特権に熟するというものではない」と要約されている⁽¹⁹⁾。しかし、これを導く論理過程は、必ずしも容易ではない。判旨は、電線地中化については、州法により、州議会が宣言したものであり、「右州法を受けて」具体的に委員会が原告会社に対して決定したものであり、且つ地上電線を暫定的に認めるさいに、のちの委員会決定による地中化を原告会社が同意しているという三要素を挙げて、この三要素から導かれた市の政策に反する「原告会社の」地上電線は、全体として「危険」という否定的評価が下されるものであり、したがって、当該「危険」物を、市土木局長は除去しようというのである。つまり、地上電線システムに対する否定的評価から、全体としての撤去が許されるとするのである。しかし、右の論法をもつてしても、暗きよ(洞道)の未完成部分については、正当化の理由になり得ていない気が、筆者にはしなくもない。

委員会と共同溝会社との契約については、八六年契約を八七年法で追認するのは、州憲法違反ではないとする(42)。次いで、委員会は、スタンダード社とも契約することになるが、右契約条項が、委員会決定にあった建設の峻功の期限や、建設対象区域について、一言も規定していない点や、州法の細かな条項との矛盾から、住民訴訟によって、差止められた(44)。しかし、電灯会社には、右契約の差止めを求める権限はないとされている(45)。

電灯会社と共同溝会社との間の料金等をめぐる紛争は、州法により、委員会ならびに裁判所判事の管轄にあり、救済はマンデマスによる(46)。裁判所は、原則的には、委員会による地中化作業を停止する意味でのインジャンクションの請求を認めておらず(42)、契約をめぐる紛争の救済手段としては、委員会に申し立てたのち、マンデマスによると、教示している(42)(46)。

電線地中化は、時間を要するので、暫定的に地上への電線敷設がみとめられることがある(36)(43)。しかし、危

険な電線については、撤去される可能性があるのは当然であるし(43)、借りていた電柱を、持主(電信会社)が廃棄したときには、移転させねばならない(36)。

(二)ジョイスは、ニューヨーク州法に関する判例法を、次のように整理している。非常に要領良い整理なので、最後に紹介しておく(80)。第一に、州立法者は、ポリス・パワーの行使として、電線を地中におくことを要求しうる。第二に、都市は、適切な授權の下に、電線の地中設置を要求しうる。第三に、右の法律は、施行後組織される会社のみならず、既に道路上に電柱と電線をを設置している会社にも適用される。第四に、右法律の性格は、連邦ポスト・ロード法により形成された「電信」会社のいかなる権利もしくは特権をも、はく奪するものではない。第五に、本法は、郵便道路に関する連邦の権限と矛盾するものではない。第六に、本法は、連邦政府の州際通商の権限と矛盾するものではない(但し、本論点は、主に電信会社に関する判例である)。第七に、一定期間内に当該会社によって除去されないときの、本法実施上要求される道路上の電線の都市当局による撤去は、補償なき所有権の収用には該当しない。第八に、また、右の撤去は、適正手続によらない財産権の侵害(合衆国憲法修正一四条)に該当しない。第九に、電力会社が電線地中化委員の俸給を支払うことを要求されることも、修正一四条に違反しない。第一〇に、ニューヨーク電線地中化法のように、市を「人口で」分類する法律は、たとえ適用対象が唯一の都市であっても、「州憲法の禁じる」地方特別法ないし個別法「local or private laws」には該当しない。第一一に、本法は、ポリス・パワーの適正な行使「の範囲内」である。

(178) 1 JOYCE, supra note 71 at 689-91.

(80) People ex. rel. The New York Electric Lines Co. v. Squire, as Commissioner, 107, N. Y. 593, 14 N. E. 820 (1888).

(81) Id. 145, U. S. 175 (1892).

(181) サウス・キャロライナ州の七八年法によつて、原告鉄道会社に、その総収入額に応じて、九八七ドル七五セントの税が課せられた。右税は、同州の鉄道委員会の俸給と経費とに充てるものである。これに対し、原告会社が、合衆国憲法一四条違反を理由に、争つた事件である。

鉄道委員会は、鉄道に、輸送手段の規制において、重要ないくつかの任務を負っている。「委員会経費のための」税は、「原告主張のよつて総資産額に比例をせず」、州内の総営業距離に比例した総収入によつて課することにより、租税に要求される平等、画一的、価値比例の原則は、敗られてはいない。また、特定の者により多く利益をもたらすある種の経費が、それらに者により負担される例は、少なくない。……ところが、判旨である。

- (182) *United States Illuminating Co. v. Hess et al.*, 19 N. Y. State Reporter 883, 3 N. Y. Supp. 777.
- (183) *United States Illuminating Co., The Brush Electric Illuminating Co. and The Mount Morris Electric Light Co., v. H. J. Grant, as Meyer, et al.*, 27 N. Y. State Reporter 767, 7 N. Y. Supp. 788 (1889).
- (184) *Armstrong v. Grant et al.*, 9 N. Y. Supp. 388 (1890).
- (185) *Manhattan Electric Light Co. v. Grant*, 31 N. Y. St. R. 254; 9 N. Y. Supp. 942 (但し後者判例集は要旨のみ), (1890).
- (186) *The American Rapid Telegraph Co. v. J. Hess et al.*, 125 N. Y. 641, 26 N. E. 919 (1891).
- (187) *The Brush Electric Illuminating Co. v. The Consolidated Telegraph & Electrical Subway Co.*, 15 N. Y. Supp. 477 (1891).
- (188) *Electric Power Co. v. Mayor, etc. of City of New York et al.*, 60 N. Y. Supp. 590 (1899).
- (189) 一九五三年米国映画「ろう人形館 House of Wax」に、ニューヨーク市内の火事の場面があり、水を詰めた樽を馬車に乗せて、消防隊が急行するところが描かれてゐる。この場面から、当時の消火作業がある程度想像できよう。
- (190) 同画の「People ex. rel. New York Electric Lines Co. v. Ellison, 101 N. Y. Supp. 55 (1906)。」
- (191) 60 N. Y. Supp. 590, 594-5.
- (192) 1 JOYCE, *supra* note 71 at 709. また、アメリカン・ダイジェスト(一八九七—一九〇六)第七卷二〇二二頁において、同画の記載が述べられてゐる。
- (193) 1 JOYCE, *id.*, at 698-9.

② その他の州

(イ) ニュージャージー州は、一八九二年三月一〇日、「当州の市における地下電気線渠の設置と、電気暗きよ(洞道)州委員会 State board of commissioners of electrical subways の設置のための法律」を制定した。本法施行後は、同委員会の許可がない限り、電信、電話、電灯線は、地上に設置できなくなった。⁽⁴⁸⁾ また、マサチューセッツ州では、九四年法により、ボストン市電線委員 commissioner of wires により、ボストン市での電線地中化がはかられることとなった。⁽⁴⁹⁾ また、オハイオ州では、一級一等市(シンシナティ市)に、公共改良局 board of public improvements による電線地中化の権限を付与している。⁽⁵⁰⁾

(ロ) 若干の判例を、ここに検討しておきたい。

〔48〕エジソン電気照明(バルティモア)対ホーパー事件⁽⁵¹⁾

【事実の概要】 一八九六年、原告会社バルティモア・エジソン電気照明会社は、バルティモア市参事会 City Council に、電線地中敷設のための許可を申請したところ、オーディナンスに線渠を認めるものはないとして、これが拒否されたため、原告会社が、同市長と市行政委員を相手どり、線渠敷設の許可を与える職務執行命令を訴求したものである。

【判旨】 原告会社は、同市のオーディナンス(で承認されること)なしに、直接線渠の敷設を求めうるものなのかどうか、問題となる。メリーランド州一般会社法 (General Incorporation Act) は、バルティモア市での電気事業を禁止していたが、九〇年州法で、バルティモア市での電気事業を認める旨、チャーターの改正を行ったものである。しかし、右修正は、電気事業の許可にとどまり、本件の線渠設置は、市長ならびに市議会の許可を必要とする。さらに、八六年州法により、バルティモア市においては、新規に、道路の上下を問わず(特別)利用をする場合は、州議会の同意がまず必要とされている。

したがって、原告会社には、州議会と市との両方の承認が必要であり、職務執行命令の申請は認められず、原審判決を確認する。(メリーランド州最高裁 Court of Appeals 九七年一月七日)。

T—〔4〕チャールマー対バターソンP & S 電話会社事件⁽¹⁹⁸⁾

【事実の概要】 ニュージャーシー州バターソン市で、歩行中の原告が、被告電話会社のマンホールからの（ガス）爆発で負傷したため、損害賠償を請求した。巡回裁判所で原告勝訴となり、被告が上訴したものである。

【判旨】 本件事故は、ガス会社の本管もしくは支管から漏れたものが、被告会社の溝渠ならびにマンホールに入りこんだと推定されるが、被告会社の防止努力にも拘らずなのか、被告会社は右事実を知っていたかもしくは通常の注意を払えば、知り得たのかどうかの立証はない。ガス漏れが、ガス会社の完全な不注意によるものか、それとも適切な漏れ防止の手段を用いたにもかかわらず「起こったもの」なのかどうかを「一切」考慮しないで、被告会社の責任とした原審は、誤りである。よって、原審判決を取消す。（ニュー・ジャーシー州最高裁、一九〇一年四月三日）。

〔49〕ボストン市対ボストン電灯会社事件⁽¹⁹⁹⁾

【事実の概要】 ボストン市交通委員会 Boston Transit Commission は、被告電灯会社に対し、同社の線渠が、地下溝建設の妨害になるとして、その一部の移転を命じたが、これに応じないため、自らその撤去と、別の場所への移転を行ったのち、それに要した費用の返還を、同市が求めたものである。一番 (Superior Court) 被告勝訴のため、原告市が上訴したものである。

【判旨】 妨害となる線渠の移転は、九四年州法 (L. 1894, Ch. 548) により、右委員会の命じるところである。原告は、被告会社の本件線渠移転費用のうち、新線渠の費用分のみを請求している。州法は、自己の費用での移転義務を規定しているのだから、原告の請求は、正当である。よって、被告会社に、一二七ドル九〇セントの支払いを命じる。（マサチューセッツ州最高裁、一九〇二年二月二七日）。

(ハ)まず、〔48〕事件は、州法上の権限機関ならびに手続を誤ったため、線渠設置が認められなかったというだけのものである。〔49〕事件は、地下溝建設のために線渠の一部の移転が行われた事例で、ボストン交通委員会権限であり、それに要した費用の償還を、裁判所は命じている。また、同社は、その後、ボストン・ターミナル・ステーション建設のため、線渠の一部が再び撤去され、これに対し、補償請求を提訴したが、地中での電線の使用も、取消しうる許

可 revocable license に過ぎないとして認められていない⁽⁸⁷⁾。逆に、共同溝会社が、地上線の架設の差止めを求めた事件が、ニューヨーク州にあるが、当該道路について、排他的権利を設定されていない限り、共同溝会社は、地上架設の差止めを直接訴求出来ない、と判示した。電気監督委員会が、何らかの措置をとりうるとしても、私人は「法律違反によって身体もしくは財産を侵害された」ということを示さない限り、人の法令違反を直ちには訴ええないとするものである⁽⁸⁸⁾。

T-「3」事件は、地中化以後のマンホール爆発事故の事例で、ガス会社の責任か、電話会社の責任か、明確に論じなかった原審を破棄したものである。

(二)電線地中化といっても、各事業者が個別に行うという方式と、暗きょ(洞道)(Subways)を、専門会社につくらせ、電力会社等にそれをリースするという方式とがある。ニューヨーク州では、明らかに後者の方式によっている。いずれの方式によるとしても、既存の電力会社にとっては、地上線の撤去に加えて、地中線の敷設ということで、多大の費用を要したことは、確実であろう。その資金を、どのように調達したかは、興味のあるところである。(ホストン市での地中化に関連した社債発行については、本章第五節(3)⑨参照)。

(87) 1 JOYCE, supra note 71, at 710; Cf. Paterson Railway Co. v. Grundy, 26 Atl. 788, 4 American Electrical Cases 173, 185 (1893).

(88) 「ホストン市における電線ならびに電気設備に関する法律」(L. 1894, Ch. 454)で、ホストン市電線委員 a commissioner of wires を指名し、同委員により、ホストン市の地上の電柱・電線、その他付属器具を、地中化しようとするものとする (Id. Sec. 1)。Cf. 1 JOYCE, id. 717.

(89) 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1648.

(90) Edison Electric Illuminating Co. of Baltimore v. Hooper et al., 85 Md. 110, 36 Atl. 113.

(91) Charlmers v. Paterson, Passaic & Suburban Telephone Co., 48 Atl. 993.

(161) City of Boston v. Boston Electric Light Co., 180 Ma. 516, 62 N.E. 978.

(102) Boston Electric Lights Co. v. Boston Terminal Co., 182 Mass. 397, 65 N.E. 835 (1904).

(102) Empire City Subway Co. v. Broadway & South Avenue Railroad Co. et al., 33 N. Y. Supp. 1055, 1057 (1895).

第三節 料金等への規制

先の第三章においては、ポリス・パワーの行使として、もしくは、いわゆる公益事業規制として、フランチャイズを媒介にして、州もしくは市が、電気事業者に、料金等の規制を行ったのではないかとの、仮説を立てた。そこで、ここでは、それを検討することになる。

ここでは、第一に、供給義務ならびに料金規制、第二に、ガス灯会社の電灯電力会社兼営規制、第三に、投資規制について、検討しておきたい。

(1) 供給義務・料金に関する判例

① 一九世紀時点では、料金に関する判例は、水道、ガス、鉄道が主である。

ここでは、便宜上、供給義務についての判例も、あわせて検討しておきたい。

[50] アンドリュース対ノース・リヴァー電灯電力会社事件⁽¹⁰²⁾

【事実の概要】

ニューヨーク市トレモント街七二九番地居住の原告が、同じ道路の反対側に電灯線を張っている被告ノース・リヴァー電灯電力会社に対し、九六年六月一〇日、書面で「市内トレモント街七二九番地の私のオフィスに、電灯と電力を直ちに供給することを求める」と、供給申込みをし、被告会社は同日「いくら電力と電灯を望むか」手紙で照会した。その後、口頭により、二つの電灯と扇風機の電力が必要である旨、やりとりがあったというが、確証はない。ただ六月八日付で

「もし四八時間以内に扇風機に関し回答なければ、訴えを提起する」旨、原告が被告に文書を送り、これに対し被告会社は、翌日付で「もし我々と取引したいのなら、我々のオフィスをご存知でしょう」と文書を送っている。

原告は、七月一日、被告会社に対し、「ニューヨーク州運送等会社法の供給義務違反に対する」違約金の請求を求めて出訴した。ニューヨーク簡易裁判所 City Court of New York では、「六月一日付」申込通知は十分であるとして、被告会社が電力・電灯数の回答を口頭で忠告したかどうかの点を陪審にはかり、陪審評決は原告に。そこで、被告会社が、異議を申立てたものの。

【判旨】 九〇年州法の運送等会社法六五条は、供給義務を規定しているが、原告が、被告会社からの電灯数・電力量の照会（六六条）に答えることを拒んでいるので、被告会社は、原告に供給する義務はない。原判決を破棄し、原告の「違約金」請求を棄却する。（ニューヨーク簡易裁判所 City Court of New York, General Term, 九八年五月一〇日）。

【51】同右、控訴事件⁽²⁰⁾

【判旨】 我々は、原審の、六月一〇日付の書面による供給申込みは、違約金請求の理由としては十分でないとの結論に、賛成である。

要求する電灯電力サービスを合理的に具体的に特定することは、「供給申込者に」不合理な負担を課すものではない。州法の目的は「違約金を課すことではなく」法律上要求されるサービスの拒否もしくは遅延を防止することにある。したがって、書面による供給申込みは、原告の要求の種類と範囲とを、特定するものでなければならぬ。少なくとも、被告会社に何が期待されているのかを知らせるのに十分なものでなければならぬ。

州法は、電灯申込みのみを規定し、電力申込みについて規定していないが、被告会社はそのいずれも供給を拒否しているわけではないので、本件では議論する必要はない。原判決を確認する。（ニューヨーク地裁 Supreme Court, Appellate Term, 九八年一〇月五日）。

【52】シンシナッティ鉄道対ボウリング・グリーン村事件⁽²⁰⁾

【事実の概要】 上告会社シンシナッティ・ハミルトン & デイトン鉄道会社に対して、被上告ボウリング・グリーン村は、一八

九二年一月のオーディナンスで、同村内の鉄道線路の照明を命じ、且つ、同村内の街路灯と類似のランプを使用すること、二四時間照明することを命じ、次いで、同年三月、同村は、上告会社に対し、五つのアーク灯の費用四ヶ月分として一三二ドル五セントの支払いを求めるオーディナンスを発したが、上告会社はこれに応じなかった。同村の負担で、鉄道線路の照明が維持されたため、同村は、上告会社に対し、金銭給付訴訟（損害額補てん訴訟）を提起した。民事裁判所 *common pleas* で被告・村勝訴、巡回裁判所も同じく被告上告人勝訴。これを不満として、上告人が上告に及んだものである。

【判旨】 鉄道会社に対して、電灯設置を義務づけるオーディナンスは、（ことに電気事業が未だ存在していない自治体においては）、非合理的な負担 *unreasonable burden* を課することになりうる。しかし、本件においては、同村内に、訴外ボウリング・グリーン・電灯電力会社が既に電灯を供給しており、訴外電灯会社は同村内で独占 *in the nature of monopoly* を享受しており、同社は、恣意的に料金を決しえない。同村は、（州法上）、電灯への同社が課すべき料金を決定する *fix the rate* ことが出来る。仮に同村が右権限を行使せず、上告会社と右電灯会社間とで、「電灯」料金の合意に達しなければ、州裁判所が、「合理的料金」を強制することが出来る。

上告会社としては、自ら新しい発電施設を設置するか、電灯会社から電氣を買取るかの選択しかないが、「電灯会社が独占ということから」後者が強制されたとしても、電灯会社自身、「合理的」な料金でしか上告会社に供給できないのであるから、何ら、上告会社に「非合理的な負担」を強いることにはならないのである。

同村内の街路灯と類似の電灯を用いることも、二四時間点灯も、いずれも、同村の他の街路灯並みのことであり、「非合理的な負担」を課すものではない。

したがって、原審判断を確認する。（オハイオ州最高裁、九六年一月七日）。

〔53〕グールド対ニューヨーク・エジソン電灯会社事件⁽²⁸⁾

【事実の概要】 原告グールドは、被告会社ニューヨーク・エジソン電氣照明会社と電氣供給契約を結んだ。それによると、電灯料金は、各六つのランプにつき、一時間当り一セントもしくはメーターで計量した相当額となっており、さらに「各月毎に最低月額料金一ドル五〇セント」が定められていた。原告は、最後の月額最低料金は、違法であるとして、その支払いを拒否したため、被告会社は、原告への電氣供給を停止した。そこで、原告が、被告会社に対して、原告との電氣回線接続と、電氣供給の

再開の命令的差止命令 *mandatory injunction* と、五〇〇ドルの損害賠償を求めた事件である。原告敗訴のため上告。

【判旨】 ニューヨーク州輸送等会社法 *Transportation Corporations Law (Laws of 1890, Chap. 56)* は、電力会社の供給義務規定(六五条)、と並んで、電線設置の費用と支出ならびに電線その他器具のレンタルについての電力会社の費用請求権を規定する(六六、六八条)。しかし、どの項目について請求可能かといったことは、規定していない。同法は、被告会社が、損をして *at a loss* 営業することを予定しておらず、合理的利潤 *reasonable profit* を期待しているものと解せられる。

本件において、原告への電気供給のために被告会社が要した追加投資 *additional investment* は、最低二二〇ドルに達する。被告会社への右金額の補償 *compensation* は、州法上ガス会社に関しては規定があるが、電力会社には何もおかれていない。したがって、電灯の現実の *actual* 供給「量」のみならず、当該需要家の要請に応えるための準備 *readiness* 「に要した費用」を含む、サービスに対する合理的な対価を、自由に要求できるものと解せられる。右の補償額は、合理的なもので、同種の需要家に同一額でなければならない。

本件の一・五ドルの月極最低料金は、「現実の使用量に対する料金への」付加料金ではなくて、単に「使用量が一・五ドル相当額に達しなければ、これを適用するという」最低料金に過ぎないものである。そして「当初契約時の想定使用量との差に対する」ペナルティでなく、補償額の一部なのである。よって本件契約料金は、合理的なものであり、原告の「原判決への」異議は認められない。(ニューヨーク地裁、一八九九年一〇月)。

〔54〕クリントン電灯会社対スネル事件⁽²⁰⁷⁾

【事実の概要】 控訴会社クリントン電灯会社は、イリノイ州クリントン市で電気事業を行っている。同市在住の被控訴人スネルが、配線後、自宅ならびに近隣への電気供給を申し込んだところ、控訴会社は、トランスを被控訴人自ら設置するか、もしくはトランスの代金を支払わぬ限り、電気供給を拒否すると回答した。そこで、被控訴人は、控訴会社に対し、電気回線を接続し、電気を供給することを強制する、マンデマスを請求し、巡回裁判所は、トランス代金の支払なしに、被控訴人に電気を供給するよう、控訴会社に命じた。そこで、控訴会社が控訴したのが、本件である。

【判旨】 「本(イリノイ)州においては、電灯会社が営業を行う方法を規制する法律はない。そのような「電灯」会社は、料金を「自ら」定め、ルールを「自ら」定めることが出来、単に、コモンローと、フランチャイズを認めた都市の規制にしたがう

のみである」。コモン・ロー上の差別禁止のルール The common law rule against discrimination は、全ての人間を電灯会社が同じに扱えというのではなく、不正もしくは非合理的差別 unjust or unreasonable Discrimination である。このルールの目的は、独占的なフランチャイズと特権とを享受している人ないし会社による強要 extortion から、客を守るためにある。

本件控訴会社は、一〇ないし一二年、クリントン市で電気供給を行っており、被告会社が配線した二八〇戸のトランスは無料で設置したが、他者が配線した一五ないし二〇戸のうちの幾戸かには、トランスを有料としてきている。控訴会社は、本件被控訴人が、彼の自宅に配線したことから、トランスの設置を要求しており、このことが、被控訴人の家に不必要なものでなく、強要に当たらないときには、正当な要求である。被控訴人宅は非常に大きく、且つ多くのライトに供給されるため、個別のトランスが必要なのである。差別があるとすれば、トランスを無料で設置される需要家と、有料で設置される需要家との間においてである。しかし、前者は、単に運良く好意によって与えられたものであって、後者に支払いも強要するということではないのである。被控訴人申請のマンデマスは、明確且疑いなく権利を証明したときのみ認められるというのが、基本的なことである。「被控訴人に対する」差別的取扱いは、不正でも非合理でもないもので、「被控訴人にマンデマスをみとめた」原審判決を取消す。(イリノイ州控訴裁判所、一九〇〇年一〇月期)。

〔55〕ブラッシュ電灯電力対モンゴメリ市議会事件⁽²⁸⁾

【事実の概要】 八七年一月一日、原告ブラッシュ電灯電力(モントゴメリ)と、被告モンゴメリ市議会とは、原告会社が、同市の街路灯ならびに公共建物の照明に、ガス灯と同じく十分な明るさでの二千燭光で一〇〇灯分を供給し、市側は、一灯一夜四二ドル半を支払う旨の契約を、締結した。原告会社は、右契約に従い、街路灯九二灯、公共建物一九四灯(街路灯二四灯半に相当)、合計で一六灯半分を供給したが、九一年までは、一〇〇灯超過分の料金を請求していなかった。原告会社の超過分支払請求に対し、被告側は、契約は「以前のガス灯並みの明るさ」となっている以上、支払えないとした。そこで、原告会社が、右支払いを請求したところ、巡回裁判所で、被告側に「陪審の」評決が下り、これを不服として、原告会社が上訴したものである。

【判旨】 当初契約には、一〇〇灯分しか明記されておらず、本件は合意上のミス mutual mistake の結果である。原告会社は、超過分の提供の義務はないし、被告にも支払義務はないが、両当事者の行動を引き起こすような誤りがあったかどうかは、陪審の決するところである。原告の請求の遅延は、原告の請求権に決定的とはならない。

原告会社は、被告に、一〇〇灯超過分の補償を権利として要求し、将来も継続か拒否かの機会を「被告に」与えている。被告が、撤去もしくは供給停止すべき超過分のランプの指定を拒み、原告に、撤去・供給停止をしないよう回答することは、黙示に、便益への支払の意思を含むものである。超過分の補償は、契約中の料金を基準にして、測られるべきである。

原判決を破棄し、原審に差戻す。(アラバマ州最高裁、九七年四月九日)。

〔56〕ワバスカ電気対ウイモア市事件⁽²⁰⁾

【事実の概要】 原告会社ワバスカ電気会社は、被告ウイモア市から電灯事業の排他的特権を与えられ、且つ、被告市との間に、街路灯として六アーク灯、各一灯につき八ドルのレンタル契約を結んでいた。原告会社は、被告市が、原告会社を排除するために、オーディナンス改正、市による直営計画、被告市による六アーク灯不使用計画、さらには、原告会社と需要家との私的契約関係を支配するオーディナンス発布を計画しているとして、被告市による「街路灯」契約破棄の禁止と、需要家への電灯供給契約規制の禁止を求めて出訴した。地方裁判所で、被告勝訴のため、原告が上訴したものである。

【判旨】 被告市が、六つのアーク灯を単に使用しないこと自体は、原告会社への損害とはならず、仮に合意事項違反があれば、インジャンクションではない、簡単に適切な「契約上の義務履行請求のための、もしくは不履行責任への」救済がある。

被告市が、原告会社に、排他的特権を付与する権限があったかどうかは、ここでは措くとして、「州」立法者は、排他的フランチャイズを有することにより当該事業の独占を享受している者により供給される電灯又はガスについて価格を固定する(定める)権利を有し(Munn v. Illinois, 94 U. S. 113, Spring Valley Water Works v. Schottler, 110 U. S. 347)。この権限は、政府の公的機関もしくは都市自治体に授権できる。しかし、本件被告市は、右権限の授権を受けておらず、仮にオーディナンスに定めても、無権限 beyond the power である。よって、需要家との契約規制につき原告会社の差止請求は、疑いなしに認められる筈だが、ところ、そのためには、被告は市長もしくは市議会でなければならぬ。

よって、原審判断を妥当とする。(ネブラスカ州最高裁、一九〇〇年五月二日)。

② 供給義務に関する判例は、ニューヨーク州運送等会社法（本章第一節③参照）に定める供給義務規定をめぐるものである。たまたま、書面による供給申込みの不備——電灯ならびに電力量を特定しなかった——から、電力会社に契約締結強制が出来ないと判示したものである（〔50〕〔51〕）。

供給義務——契約締結強制については、のちに、本章第五節(3)④においても、取り扱う。

③ 料金に関する判例は数少ない。⁽²⁰⁾

右のうち、二件は、市と電灯会社との、街路灯契約に関するもので、契約上の義務を上まわる電灯数を供給したときに、市が、超過分の供給を中止しないよう回答すれば、便益への支払の意思が推定されるとした一件（〔55〕）と、市が契約電灯数を使用しないことが、契約違反であるならば、不使用契約差止請求ではなく、契約上の義務履行・不履行に関する請求にすべしとの一件（〔56〕）である。

他の判例のうち、〔52〕事件では、電灯会社は訴外人であり、その意味では、傍論的ではあるが、電灯会社の料金は、合理的 *reasonable* なものでなければならずと判示している。

市が、オーディナンス等で、電力会社の料金を、一定額に定める（固定する）ためには、州法による授權が明示的に必要であり、明示の授權を欠くときは、固定料金規制は出来ないというのが、先の〔56〕事件である（なお、〔52〕事件では、州法により、自治体が料金決定出来るやに傍論的に述べている。⁽²¹⁾）。仮に、州法によって、市に料金一定額指定が授權されたとしても、料金決定は、恣意的になされてはならず、会社が存立し設備投資していけるよう、經常支出 *operating expenses* 支出と、一定の利益が計上されておらねばならず、また、企業への聴聞 *inquiry* や適切な知識なしに行われてはならない。⁽²²⁾ さらに、州法によって、オーディナンスによる最高料金規制が、市に授權されているときに、市がオーディナンスにより料金を一定額に定め（固定）、それが非合理 *unreasonable* なものであるときにのみ、裁判所は審査しうるのである。⁽²³⁾

〔53〕事件と〔54〕事件とは、我が国風に言う、「工事負担金」徴収の事案ということになるだろうが、特定の需要家のために要する特別の費用を徴収することが、差別的ではないとされた事例である(但し、〔54〕事件は、やや説示に説得力を欠く)。さらに、〔53〕事件では、会社が損をして営業することを法は予定しておらず、合理的利潤を期待しているとして、「工事負担金なし」料金に関する直接の規制を州法が行なっていないとしても、合理的料金とは何なのかを、裁判所が示したものととして、注目されよう。

- (202) *Andrews v. North River Electric Light & Power Co.*, 51 N. Y. Supp. 872 事実関係は、次の控訴審の事実認定 (53 N. Y. Supp. 810, 811-2) に於て補ひた。
- (203) *Id.* 53 N. Y. Supp. 810.
- (204) *Cincinnati, Hamilton & Dayton Railroad Co. v. Village of Bowling Green*, 57 Ohio St. 336, 49 N. E. 121.
- (205) *Benjamin A. Gould v. The Edison Electric Illuminating Co. of N. Y.*, 29 N. Y. (Misc) 241, 60 N. Y. Supp. 559.
- (206) 團部、前掲書(註33) 一九〇頁参照。
- (207) *Clinton Electric Light Heat & Power Co. v. Richard Snell*, 95 Ill. App. Ct. R. 552 (1901).
- (208) *Brush Electric Light & Power Co. of Montgomery v. City Council of Montgomery*, 21 So. 960.
- (209) *Wabaska Electric Co. v. City of Wymore*, 60 Neb. 199, 82 N. W. 626.
- (210) 鉄道料金に関するスミス対ヒュムズ事件(一八九八年)につき、田中英夫「公益事業の料金の統制の内容と Due Process Clause」社会科学研究一〇巻一号(一九五八年)、原野・前掲註12・四五四頁以下参照。
- (211) 49 N. E. 121, 123, Cf. A. T. BREWER & G. A. LAUBSHER, OHIO CORPORATIONS 232 (4th ed. 1900).
- (212) ガス灯会社の事案であるが、同じく判旨の一部を引用した。New Memphis Gas & Light Co. v. City of Memphis, 72 Fed. 952, 955-6 (Circuit Court, 1896).
- (213) 水道の事案であるが、同じく判旨(多数意見)の一部を引用した。Rogers Park Water Co. v. Fergus, 180 U. S. 624, 630 (1901).

(2) 実定法上の料金等規制

クロスウェルは、一八九五年の著書の中で、「いくつかの州では、電信その他の〔広義の〕電気〔関係〕会社〔すなわち、電信、電話、電灯、電気鉄道〕により請求される料金を規制する制定法 *statutes* が制定されている。そのような州法は、フロリダ、メリーランド、ミンシッピ、ネブラスカ、ニュー・ジャージー、ペンシルヴァニア、ヴァーモントの各州において存在する。読者は、これらの州での特別に固定された料金への制定法に参照させられる。多くの州では、都市自治体当局が、電灯サービス、またいくつかの例では電信ならびに電話サービスの料金の決定を授權されている」と述べている。⁽²⁴⁾

一八九二—三年に刊行されたフッティエヴァレット共著の「法人会社法」には、各州毎に、電灯会社を含めた、いわゆる公益事業会社への規制が収録されている便利な書物であり、これを手掛かりに、この当時の料金規制は、次のように類型化出来るように思われる。

第一に、州憲法自体に、料金規制に関する規定を設ける手法がある。たとえば、イリノイ州憲法では、州議会は輸送に関する合理的な最高料金を定めるとして、鉄道料金については、州憲法で明定したのである。⁽²⁵⁾

第二に、州の法律に、料金規制に関する規定を設ける手法がある。これは、多くの州においてみられるが、州によって、規制対象事業が異なり、たとえば、電話に対して⁽²⁶⁾（インディアナ州）、ガスに対して⁽²⁷⁾（ニューヨーク州）といった風にある。

第三に、州法で、料金規制の権限を、自治体に授權する方式がある。電力会社に関係のある規定を拾ってみると、首都の市議会に対してのみ、「製造ガス、天然ガス、水道、電気の料金決定 *fix the rate*」を授權する方式（インディアナ州⁽²⁸⁾）、一級もしくは二級の全ての市に対して、「ガス、電灯、水道料金の規制と、ガス・水道・電灯使用に必要なメーターその他の装置に対する使用料の規制もしくは決定」を授權する方式（アイオワ州⁽²⁹⁾）、首都の市長・市議会に

「ガスならびに電気の販売の使用との規制、市内のガス料金、電灯使用料、ガスメーター賃料の決定 *fix and determine* ならびにそれについての査察の規制」を授權し、一級市に右規定を準用し、二級市と村には、ガスへの規制権限を否定しつつも電気に対しては言明しないという方式（ネブラスカ州⁽²⁰⁾）、電灯・天然もしくは製造ガス会社が設立されているか、もしくは経営されている全ての市もしくは村に、住民もしくは公衆へのサービス対して請求される料金を、その時々 *from time to time* 規制する権限を授權する方式（オハイオ州⁽²¹⁾）、オーディナンスで規制することを授權する方式（オクラホマ州⁽²²⁾）、市議会に授權する方式（ユタ州⁽²³⁾）がある。

第四に、州法上の明示の授權がなくとも、（道路）フランチャイズの付与の際、契約又はオーディナンスに、料金規制を折り込む方式がある。たとえば、「ガス、水道、電力会社の規制ないし料金決定の一般州法は存在しないが、各会社は、「設立」チャーターによって〔州から〕、又は自治体との契約によって、管理されている。最高料金は、時として、この〔設立〕チャーターで特定されている」という方式である（アラバマ州⁽²⁴⁾）。また、州によっては「市が、最高料金を規定する権限は、推定されており、何ら問題とされていない」とか（コロラド州）、憲法に抵触する内容にならない限りオーディナンスで可能との解釈（フロリダ州⁽²⁵⁾）もある。

右の四類型（正確には、第四類型は、設立チャーターによる州の規制のものと、オーディナンスもしくは自治体フランチャイズ契約による市の規制のもの、二類型から成るので、合計五類型となる）のうち、法的に問題を含んでいるものは、第四類型の、自治体のオーディナンスもしくは契約によるものである。第三章第二節(3)において検討したように、州法による明示の授權があるとき（右の第三類型）に限って、料金決定 *fix the rate* をなしようとの見解に立つと、一つは、黙示的授權があったという構成により、右の命題を緩和する方法と、他の一つは、道路管理権（ポリス・パワー）の発動としてのものではなくて契約 *contract* なのだという方法しか、正当化する方法はない。そうすると、残る問題は、仮に「オーディナンス」で一方向的に料金規制権限を定めたとき、これをもって契約と言い得るのかどうかという点と、

右の「黙示」は、どの程度の外延なのかという点とであるように、筆者には思える。ところが、(1)でみたように、右の点を争った判例は、少なくとも一九世紀には見当らず、ここでは、問題点の指摘にとどめたい。

- (21) CROSWELL, *supra* note 52, at 290.
- (22) 1 FOOTE & EVERETT, *supra* note 68, at 549 原野・前掲註11・一九三頁参照。
- (23) *Id.*, at 614.
- (24) 本章第一節③で述べた、ニューヨーク州運送等会社法である。
- (25) インディアナポリスに対してのみ、授權してゐるものである。1 FOOTE & EVERETT, *supra* note 68, at 615.
- (26) 人口等によつて、州法上、都市を分類したものである。1 McQUILLIN, *supra* note 34, at 180.
- (27) 1 FOOTE & EVERETT, *supra* note 68, at 651.
- (28) 2 *id.* 1312.
- (29) 2 *id.* 1650.
- (30) 2 *id.* 2300.
- (31) 2 *id.* 2314.
- (32) 1 *id.* 299.
- (33) 1 *id.* 367; 433-4.

(3) ガス会社の電気事業兼営問題

ガス会社が、電灯会社より先行していたため、ガス会社が電気事業にも進出するという例は、今迄の判例の中にも散見されるところである(たとへば、「13」[31][32]事件)。

① 州によつては、ガス会社の電気事業進出に関して、規定を設けるところがある。先の、フッティイロエヴァレットの著書から拾うと、ヴァージニア州(一八八七年)では、いくつかのガス会社は、電灯事業の権限を与えられていたと

言う。また、ヴァーモント州では、州法上のいかなるガス会社も、電灯事業のプラントを有し、電灯事業を行うことが、一般「商」法上、認められている(二八八八年)。ノース・キャロライナ州でも、ガス会社の電灯ならびに電力の供給が認められている(八九年)。また、ニューヨーク州では、ガス灯会社が電気も照明・暖房・動力に用いることを認める一方、電力会社に、路面電車以外の電気鉄道(但し二〇マイル以内)の兼業も認めている(九〇年)⁽²⁵⁾。さらに、マサチューセッツ州では、個別法でガス会社が電灯事業を認められただけではなく、一八八七年には、いかなるガス会社も、ガス・電灯委員会(州)から認められたガス供給区域内において、同委員会の許可の下、電灯及び電力事業を行えるとの、一般法「ガス」灯のためのガス製造ならびに販売」会社に電灯供給の権限を与える法 An Act to Authorize Gas Companies to Furnish Electric Light」(L. 1887, Ch. 385) が制定された⁽²⁶⁾。

② このうち、ニューヨーク州は、一八九〇年のいわゆる運送等会社法 Transportation Corporations Law (L. 1890, Ch. 566) 六〇条で、三人以上の市・村(発起人)は「当州内の市・村・町もしくは互いに五マイル以上離れている二もしくはそれ以上の市・町における、道路、公的建物、私的建物のためのガスの製造ならびに供給、又は、当州内の市・村・町の道路、公園、広場、公的建物、私的建物の照明・暖房もしくは動力のための電気の製造ならびに使用」を目的とする会社を設立できると規定していたにとどまる。そこで、本条の解釈として、ガス会社と電気会社とを「または」で結んでいるのが、併営も可能と解されるのかどうか、問題となる。この点は、次の州最高裁判所判決によって、結着をみることになる。

[57] 住民、アルバニ市ガス会社対ライズ事件⁽²⁷⁾

【事実の概要】原告会社アルバニ市(営)ガス会社は、一八四八年州法下でガス会社として設立され、当初ガス製造であったが、七九年法と八二年法下で、電灯事業も行っていった。原告会社が、事業目的の拡大と、アルバニ電灯会社の株の取得の認可とを、被告州長官に申請したところ、州長官は、九〇年法はガス会社と電気会社との併営を認めていないとして、右申請を拒否し

たため、原告会社が、被告が右申請を認可することを命じるマンデマスを申請したものである。

【判旨】 「[いわゆる運輸等会社法] 一八九〇年法律五六六号六〇条を制定した立法者は、一ないし複数の権限をもち、同法に特定された一ないし複数の目的もしくは対象をもつ会社の創造を権威づけるつもりであったと、考える。登録される許可状は、今や本条に特定された全ての目的もしくは権限を含み、このようにして、本法による改訂以前行使された、電力会社としての権限とガス会社としての権限とは、今や一つの会社に統合され、一つの許可状に表現される」。

右の結論は、本法以前に、ガス会社が少なくとも電灯のための電気製造と供給に関しては、電灯会社の権限を行使してきており、本法が、右の特権を奪い取る意思は、立法者になかったということによって、補強される。(したがって、六〇条の「又は」は「かつ」と交替可能 convertible である)。

よって、原告会社の株式取得ないし合併は適法であり、且つ電気事業への目的拡大も、適法であるので、原告会社の請求は認められる(ニューヨーク州最高裁、一八九三年四月一日)。

右の州最高裁の判旨は、条文の文理解釈によらず、歴史的経緯として、従来ガス会社と電気会社との兼業が認められてきたものを、本法によって変更できないということ、また、州立法者も、従来認められてきた併営を、ここで認めないというような、大転換を意図しなかったということで、目的論的解釈によったものと、理解することが出来る。この六〇条は、その後の改正で、ガス会社についての「互いに五マイル以上離れている二もしくはそれ以上の村・町」が削除されたほか、「ガス……又は電気……」又はそれらの二つ以上の目的のため……会社」を設立しようと、明定されたことにより、解釈上の疑義は消え去ったのである。²⁰⁾

③ 次に、同じニューヨーク州で、電気事業と鉄道事業との併営については、一八九〇年の「州内 domestic (他州の会社を外す) 電灯電力会社に動力源として電気による路面電車以外の全長二〇マイル以内の鉄道の建設・保守・経営を認める法律」(Ch. 1890, Ch. 416) という、特別法によって、認められているものである。同法によると、電力会社が右の鉄道事業を行うときは、修正(営業)許可状 amended certification を取得せねばならず、また、右許可を得たと

きには、一般鉄道法 *General railroad law* の規制にも服することとなった(一ないし二条)。

④ なお、フッティ・エヴァレットの著書は、ニュー・ジャーシー州につき、ガス会社は電気による照明についての特権を自治体から得ておらず、電気照明という製造方法の変更は、会社の目的を異にするので、株主の同意なしにはなされないと説明する。⁽²²⁷⁾ 州法上の兼業規制の有無について、直接言及していないが、少なくとも、州法上、明確に、ガスと電気との併営を認める規定が存在しなかったことを、推察させる記述であろう。

(227) 2 FOOTE & EVERETT, *supra* nota 68, at 2021, 1989, 1582-3, 1537.

(228) 1 *Id.* at 875-877, 1039-40; 3 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF GAS COMMISSIONERS (Mass.) 124 (1888);

Cf. 4 *id.* 71 (1889). 詳細は、第五節(3)①を論じよ。

(229) *People ex. rel. Municipal Gas Co. of the City of Albany v. Rice, as Secretary of State, etc.*, 138 N. Y. 151.

本件は、自治体営のガス会社であるので、一八九二年が適用される(Laws 1892, Ch. 688)が、電気事業とガス事業との兼営問題については、一八九〇年の運輸等会社法で結着がつけられなければならないなかった。

(230) Cf. ROSBROOK, *supra* note 77, at 816.

(231) 2 FOOTE & EVERETT, *supra* note 68, at 1410.

(4) 他社株式保有規制

① コモン・ロー上、会社は、明文で「チャーター上」認められるか、取引に付随して「たとえば債務者からの債務弁済として」保有せざるを得ない場合を除いては、他社株式を保有することは、許されていなかった。⁽²³²⁾ ただ、右の原則は、アメリカでは、州によって、また対象企業によって、緩和されるようになってきたのである。

たとえば、全ゆる会社について、一般的に他社株式を保有することを禁じる州として、ニューヨーク州(但し、取引付随等を除く)、オハイオ州などがあったが、ヴァージニア州では、特別の許可があれば(チャーターの変更を伴うこともあるが)可能であり、インディアナ州では、製造及び鉱業会社法下設立の会社は、両社株主の同意があれば、他社株

式の保有が可能であった(但し、九一年石油会社法により設立された石油会社は、そのファンドを株式購入に用い得なかった)⁽²³⁾さらに、ウィスコンシン州では、電気鉄道会社ならびに電力会社間で、他社の株式の保有が可能であったし、製造・鉱業会社が、全部もしくは一部が製造・鉱業過程に用いられる電灯電力会社の株式を保有することも可能であった。また、マサチューセッツ州では、ガス灯事業を行いたい製造会社等は、一〇%以内でのガス会社の株式の保有が認められ、鉄道会社には、電信会社の株式の保有が認められた。⁽²⁴⁾さらに同州では、アメリカン・ベル電話会社(AT&T)の前身に、八〇年の州法上のチャーターで、他社株式保有が認められている。⁽²⁵⁾

② 単なる他社株式の保有にとどまらない、いわゆる持株会社 Holding Company は、電力関係では、七八年設立のエンジン・エレクトリック・ライト・カンパニーが、エンジン社の特許料(本章第五節C「28」〔41参照〕の支払いを電力会社から株式で受け取ることのあったことと、トムプソン・ヒューストン社(GEの前身、九〇年設立)が、電気設備代金を、電力会社から株式で受取ることのあったことと並んで、九〇年のノース・アメリカン・カンパニーが、ミルウォーキー市内での複数の電気事業者の集中経営と規模の経済のために、持株会社として組織されたというのが、一九世紀における事例とされている。⁽²⁶⁾

③ 次に、電気事業について、他社株式保有が問題になった判例をとりあげて、検討しておきたい。

G「4」ビープル対シカゴ・ガス・トラスト会社事件⁽²⁷⁾

【事実の概要】 被告シカゴ・ガス・トラスト会社は、イリノイ州一般会社法 General Incorporation Law により設立され、州長官に登録された定款によると、同社の目的の第一は、シカゴ市ならびに州内でのガスならびに電力の製造販売であり、第二は、シカゴ市ならびに州内での全ゆるガスもしくは電気その他の会社の「株式資本 capital stock の購入、所有もしくは売却」であった。被告会社は、シカゴ市内の四ガス会社——シカゴ・ガス灯及びコークス社、ビープルズ・ガス灯及びコークス社、エイクイタブル・ガス灯及び燃料社、コンシューマーズ・ガス会社——の大多数 majority の株式 shares of stock を保有するに至った〔具体的な所有株式数については、原告による立証がなく、裁判所も認定していないが、被告会社の資本金は二五〇〇万ドル、

四社資本金の合計は、一六九八万ドル余であった。被告会社の、右ガス四社の株式保有が、一般会社法等に違反するものとして、告発された事件である。

【判旨】 被告会社の、ガス製造販売（もともと、現実に着手した形跡はない）については争いなく、他社株式の保有のみが争われている。

第一に、原告は、「株式資本 capital stock」と「株式 shares of stock」とを区別すべきで、被告会社が仮に前者（分割されぬ会社の全財産）の取得が許されるとしても、後者（いわゆる株式）は、許されていないと主張する。しかし、各社のチャーターでは、資本金 capital stock は株式 shares で構成されると表現されるもので、被告会社の定款にある「株式資本の購入・保有・売却」には、株式が含まれるものである。

第二に、株式保有が、ガス製造販売と独立したものなのか、単に付随的なものなのかが問題である。たとえば、生命保険会社は、付随的業務として、他社株購入が「資産運用として」認められるが、被告会社にとっては、「代金決済に用いられるときを除くと」他社株保有は、必要のない、not necessary ことである。一般会社法は、明示的には、他社株式保有について言及していないが、黙示的に禁止されている implicitly forbids と解すべきである。〔州法で、明示的に許可された場合を除く〕。

第三に、ガス四社の株式の取得の結果として、被告会社は、四社を支配し、競争を破壊し、事実上の独占 virtual monopoly を樹立することが可能である。このことは、公共の利益に反し、七〇年州憲法で、全ての排他的特権を禁止したという州の公共政策 public policy ならびに州憲法に反するということから、一般会社法の前提とする「合法目的 lawful purpose」の事業でなく、違法である〔さらに被告会社の株式取得は、シカゴ市のみならず州内全域の会社にも及びうる〕。また、市の道路フランチャイズを直接得ることなく、事実上、フランチャイズを享受することにもなる。

したがって、「原告敗訴の」原判決を破棄し、差戻す。（イリノイ州最高裁、八九年一月二六日）。

〔58〕フェーラン対エジソン電気照明（ブルックリン）社事件⁽²⁸⁾

【事実の概要】 被告エジソン電気照明会社（ブルックリン）が、訴外マニシパル電灯会社の多数株主になるため、訴外会社の株主との間に、買取計画をすすめていたが、訴外会社の株主の一人フェーランが原告となって、右契約の禁止を求めたが、次いで、被告会社と訴外会社の間での訴外会社と株式売却の台意の差止を求め（両社で台意は交されなかった）、さらに、訴外会社

の株主に買収の対価として提案されている被告会社の第二抵当権付社債の発行のための抵当権設定の禁止を、求めた。

【判旨】 抵当権設定差止処分 injunction が、未だ被告会社が抵当権設定のための株主三分の二以上の同意を得ていないことに発するのならば、是認出来ない。何故なら、同社は、「契約条項にある違約金の支払いを免れるため」これから正式の手續をとるだろうからである。

原告は、被告会社による訴外会社の株式取得は、両社がライバル会社であることもあり、訴外会社の営業を破壊するものだと主張する。しかし、被告会社は、両社の結合と、両社の競争とを望んでいると認定される。その他、原告の懸念は、原告への損害をもたらすものとの立証はなされていない。よって、原告の請求を棄却し、仮処分 [preliminary] injunction は解除する。(ニューヨーク地裁、九八年六月)。

〔59〕ポッツ対フィラデルフィア市事件⁽²⁴⁾

【事実の概要】 被告フィラデルフィア市は、一九〇〇年度の市の電灯契約を、入札の結果、被告ブラッシュ電灯会社との間に締結した。これに対し、原告(住民)ポッツは、第一に、法は、「電灯事業に対して権限のある」土木局 Board of Public Works による「電灯契約入札」公告と審査とを要求しているのに、安全局 Department of public safety が行ったこと、第二に、右入札は、詐欺的なものであることを理由として、市長らに、右契約の差止めを、訴求した。民事裁判所で、被告勝訴のため、原告が上訴したものである。

【判旨】 被告市では、六八年に「警察・消防・電信局」が、電柱・電線等に管轄を有していたが、八六年のオーディナンスで、土木局に「ガス、ガソリン、電気を問わず、公的照明設置」の管轄を与えられると同時に、安全局に「現在の警察、保健、消防、電気」の権限が引継がれた。したがって、市による公共のランプの設置は、土木局、その他の「本件電灯契約を含めた」電気の事項は、安全局というように解釈できる。

第二の、本件入札につき、原告は、ケンジントン電気以外は、全てフィラデルフィア電気が大株主であり、実質的な意味では、入札会社間に競争はなかったという。しかし、フィラデルフィア社は、応札しておらず、ケンジントン社は、市全体七六九四灯のうち、三七八灯分に応札したのみである。市は、市全体として(且つ安価な)照明契約を行おうとしたものであり、たとえブラッシュ社が、ケンジントン社が一晩二〇セントで応札した区域について、三〇セントで応札しても、本件契約が詐欺

的であるとは言えない。原告の原審への異議と、原告請求とを棄却する。(ペンシルヴァニア州最高裁、一九〇〇年五月七日)。

④ 右の三件は、時期も州も異なるので、同列に扱えないが、各判旨で説かれている論理そのものは、一般性を有するように思われる。

まず、G—〔3〕事件は、持株会社の事案であるが、他社株式保有は、州法上の明文の授權のあるときに限り(したがつて、一般会社法による設立チャーターに折りこまれては不十分)、しかも、公益や州憲法ならびに州の政策と矛盾しないものに限るという、伝統的見解に近い判旨である。ことに、ガス会社の株式を保有することで、ガス市場の独占を導くものについては、許されないと、明言している。ちなみに、連邦段階でシャーマン反トラスト法⁽²⁹⁾が制定されたのは、本判決の翌年の一八九〇年である。

次の〔58〕事件は、ライバル電力会社の株式を保有する計画を(買取られる会社側の株主が)争ったものであるが、株式取得後も、競争状態を維持する見込みである点が、決め手になって、請求を退けている。G—〔3〕事件で、取得された会社が、持株会社に支配されることによって、事実上破壊されるとしているのと、全く対照的である。

最後の〔59〕事件は、市と電灯会社との電灯契約を住民が争ったもので、この中で、入札といっても、一社を除いて、全てフィラデルフィア電気が大株主であり、「公正な」入札ではないとした点については、現実に応札した会社の提示する条件で審査すればよいとするのみで、株式保有の点は、何ら問題にしていなない。

このようにして、一九一五年のカーティスの著書では、「ある会社が他の会社の株式を所有することは、一般的に〔州〕法令でみとめられる」とまで言い切っている。⁽³⁰⁾周知のように、電気ならびにガス事業にかかる持株会社については、一九三五年の連邦持株会社法による規制が、のちに行われるが、⁽³¹⁾本稿の及ぶところではない。

なお、他社株式保有規制問題は、第五節(③⑤⑥)においても、取り扱う。

- (232) MARSHALL, *supra* note 66, at 248; DOUGLAS W. HAWES, *UTILITY HOLDING COMPANIES*, § 2.02, (1985).
- (233) 2 FOOTE & EVERETT, *supra* note 68, at 1453, 1606, 2006; 1 *id.* 589.
- (234) 2 *id.* 2099-2100; 1 *id.* 926.
- (235) HAWES, *supra* note 232, § 2.02.
- (236) *Id.* § 2.02; Cf. LEONARD S. HYMAN, *AMERICA'S ELECTRIC UTILITIES: PAST, PRESENT AND FUTURE*, 75-76, (1984).
- (237) *People ex. rel. Peabody v. Chicago Gas Trust Co.*, 130 Ill. 268, 22 N. E. 798.
- (238) *Phelan v. Edison Electric Illuminating Co.*, 53 N. Y. Supp. 305.
- (239) *Potts v. City of Philadelphia et. al.*, 46 Atl. 195.
- (239 a) シャーマン法に「き」金井貴嗣「アメリカにおける『不公正な競争方法』規制の史的展開」法学新報八七巻九・十号(八〇年)・とくに一七六頁以下、松下満雄・アメリカ独占禁止法(八二年)六項以下を参照。
- (240) CURTIS, *supra* note 31, at 55.
- (241) HAWES, *supra* note 232, § 2.05; HYMAN, *supra* note 236, at 85 ff.; Note, *supra* note 104, at 495-6. 海外電力調査会・前掲(註20)五四頁参照。
- 同法での「持株会社」とは、「公益事業会社」(この場合は電気ならびにガス供給会社のみで、ガス・パイプライン、水道、電
話会社は含まない)の発行済の投票権付「株式」証券の一〇パーセント以上の投票権をもって、直接もしくは間接に、所有、
統制もしくは保有する会社」を指している(HAWES, *id.* § 1.02)。